

東京都青少年の健全な育成に関する条例の改正の方向性（たたき台）

1 改正の考え方

児童ポルノ等被害が深刻化する中で青少年の健全育成を図るため、性に関する健全な判断能力の未成熟に乗じて青少年に児童ポルノ等の作成・提供を勧誘する行為を禁止するとともに、このような福祉を阻害するおそれのある働きかけから青少年を守ることに資する取組等を推進するための規定を整備する。

2 主な内容

(1) 青少年の性に関する都の責務の追加（第三章の二関係）

- 青少年の性に関する健全な判断能力が形成途上であることに起因して青少年の福祉が阻害されないように普及啓発等の施策の推進に努めることを都の責務に加える。

【改正の考え方】

- ・ 現行条例では、青少年の性に関する健全な判断能力の育成を図ることを目的とした普及啓発等を都の責務としているが、新たに、当該判断能力が形成途上である間に青少年の福祉が阻害されないように普及啓発等を行うことを都の責務とする。

(2) 児童ポルノ等の作成・提供を不当に勧誘する行為の禁止（第三章の二関係）

- 青少年の姿態に係る児童ポルノやその電磁的記録を作成したり、人に提供したりするように当該青少年に勧誘する行為で、一定の状況・態様（注）で行われるものを禁止する。【罰則あり】
（注）青少年の性に関する健全な判断能力の未成熟に乗じた不当な手段による勧誘を類型化して規定する。

【改正の考え方】

- ・ 青少年の性に関する健全な判断能力の未成熟に乗じた不当な手段により、児童ポルノ等を作成・提供するよう青少年に勧誘する行為を、青少年の福祉を阻害するおそれの高い行為として罰則をもって禁止する。
- ・ なお、条例第 30 条（青少年についての免責）により、この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年の違反行為について適用しない。
- ・ また、都外所在の者から、都内所在の青少年にメール等で当該勧誘が行われた場合に、本規定は、当該都外所在の者に対しても適用される。

本禁止規定の課題

本禁止規定では、次の①～③の場合、青少年の画像提供を未然防止できない。

- ① 当該勧誘を受けず、青少年が自ら画像を作成・提供した場合
- ② 勧誘の状況・態様が規定されたものに当たらなかったものの、勧誘を受けた青少年が、安易に応じて画像を作成・提供した場合
- ③ 当該勧誘を受けた青少年が、保護者や相談窓口に相談せず、画像を作成・提供した場合